

電力広域的運営推進機関 評議員会（2021年度第5回）議事録

1. 開催日時：2022年3月29日（火）15：30～17：30
2. 場所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）
3. 議事
 - (1) 議決事項
第1号議案 2022年度供給計画の取りまとめについて
 - (2) 報告事項
 - 1 福島県沖を震源とする地震及び電力需給ひっ迫への対応等について
 - 2 再エネ関連業務実施に向けた準備状況について
4. 出席者
 - (1) 評議員（13名中11名出席）
野間口評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、江崎評議員、大石評議員、倉貫評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山地評議員
 - (2) 電力広域的運営推進機関
大山理事長、土方理事、寺島理事、内藤理事、榎谷理事、岩男事務局長、鈴木総務部長、山次企画部長、松原計画部長、石井運用部長、梶原再生可能エネルギー・国際部長
5. 議事の経過及び結果

●岩男事務局長

只今から、2021年度第5回評議員会を開会します。前回に引き続きまして、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。では、始めたいと思います。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本日は、現時点で総員13名中11名がご出席で、定款第45条第1項に定める過半数に達しています。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前にお送りしておりました。本日の議案、報告事項は、議事次第に記載のとおりです。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また、ご発言の際は、お名前を名乗っていただき、議長から発言の許可を受けてから、ご発言されますようお願いいたします。

では、以降の議事は野間口議長をお願いいたします。

○野間口議長

皆様、大変お忙しい中、評議員会にご出席いただき、有り難うございます。それでは早

連議案に入りたいのですが、議案に先立ち、定款 52 条に定める議事録署名人を指名します。伊藤評議員と大石評議員に、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか

○伊藤評議員・大石評議員

お受けいたします。

○野間口議長

それではよろしく申し上げます。本日は、議案の審議に入る前に、報告事項を 1 件入れたいと思います。報告事項 1 は「福島県沖を震源とする地震及び電力需給ひっ迫への対応等について」です。事務局から説明をお願いします。

●松原計画部長

それでは事務局よりご説明申し上げます。福島県沖を震源とする地震及び電力需給ひっ迫への対応等について、ということでございます。

まず 1 ページでございますが、これは地震の概要についてでございます。3 月 16 日 23 時 36 分に福島県沖を震源とするマグニチュード 7.3 の地震が発生し、福島県および宮城県で最大震度 6 強を観測。これにより電源が 556 万 kW 程度緊急停止して東日本の周波数が 48.41Hz まで低下、その影響で約 350 万 kW の負荷遮断が発生したという事象でございます。東京エリアで約 210 万戸、東北で約 16 万戸が停電したという事象でございますが、その後東京エリアは翌日 3 時頃、東北は翌日の 22 時頃に復旧したというものでございます。

2 ページがこの地震直後の広域機関の対応でございます。広域機関では 17 日午前 0 時 7 分頃に地震を受けて非常災害対応本部を設置いたしました。そして東北エリア及び東京エリアでは停電の回復に伴って供給力が不足していく状況になってまいりましたことから、この両エリアに対して電力の融通指示を行っております。この時に指示した日時、どこからどこへ送電、受電した、あるいはどれくらいの量を送ったというのはその下の表をご覧くださいいただければと思います。

その後、週末 3 連休の終わりの日になりますが、3 月 21 日、東日本の寒波により需給ひっ迫が想定された時の対応でございます。連休明けの 22 日は東京は日中の気温が 5 度以下、かつ降雪の予報が出ていたことから東京エリアは 22 日の供給力が不足する見通しとなったわけでございますが、こうした事態を踏まえて、国の方では 21 日の 20 時に東京エリアに対して電力需給ひっ迫警報を発令しました。また東北エリアにも 22 日 11 時 30 分に発令されております。この時、広域機関は電力融通の調整を開始するとともに、会員等に対して節電及び自家発の焼き増し運転の協力依頼を行ってございます。

5 ページをご覧くださいいただければと思いますが、3 月 22 日、ひっ迫が想定された当日でございますが、この時は電力需給ひっ迫の警報が連休中の深夜の発令だったということも

あり、22日の昼過ぎまでの節電効果は限定的でした。そういったことを受け、経済産業大臣から「更なる節電のお願い」を発出していただき、15時以降節電量が急速に拡大しました。これによって停電が回避され、東北エリアは22日23時、東京エリアにおきましては23日11時に警報が解除されました。この節電のお願いをした時の需給状況をデフォルメしたマンガで簡単にご説明申し上げますと、左側が想定段階の需給の状況とご覧いただければと思いますが、黒い一点鎖線のところが設備的には発電能力があるラインでございます。これに対して実際の発電能力、特に青く塗りつぶしている揚水発電での発電能力のところでございますが、その時想定された需要は緑点線を見ていただければと思いますが、需要を全部埋めるだけの発電能力がないと想定されたということでございます。計画段階で揚水発電の上の青い濃い線ですが、これと緑の点線との関係が使用率という形で107%という形で出てくるわけなんですけども、こういった状況が想定されまして、もし仮にでございますが、この緑点線のような形で需要がかかってくる、右のマンガのような形で赤線のような需要に合わせるような形で揚水発電してしまいますと、この青い面積というのは変わりませんので、どこかのタイミングで揚水発電の上池と言いますが、発電するために必要な水の量が尽きてしまうといった事態を避けるため、節電のお願いをすることによって、できるだけ青い面積が昼間一日持つような形で需要の方を抑制していただく、こういったところが節電のお願いに至った背景でございます。

資料の方に戻りますが、この時22日の対応でございます。広域機関としましては、両エリアの需給を最大限安定させるべく電力融通の指示を行いました。また、それとともに資源エネルギー庁あるいは東京電力パワーグリッドにリエゾンを派遣することで、広域機関との連携を強化して対応にあたったというところでございます。さらに会員等に対する節電とか自家発の焚き増し運転の協力も行い、加えて、23日に向けての供給力を確保するために22日に揚水発電の上池にたまっている水がだいぶ減ったことから、22日の深夜から23日未明にかけて揚水発電のポンプアップをして上池にできるだけ水を貯めることを目的に電力融通の指示を行いました。これによって23日の日中に利用する揚水発電の容量の回復を図ったというものでございます。表はまた融通の実績でございます。このような対応を行ってまいりました。

7ページでございますが、これは今回の地震で電力供給設備が受けた被害のご紹介でございますが、現時点の情報といたしまして、主要な発電設備が8台、約535万kW停止している状況でございます。これらに関しましては、引き続き設備の損傷状況や復旧の見通しなどについて継続的に事業者から聴取を行っていくとともに、来年度の需給バランスへの影響も確認しつつ、早期に公表の上、国と連携して対策などを行ってまいりたいと考えてございます。

最後、まとめといたしまして、直近については気温が上昇してまいりましたので需給は安定しているものの、供給力の回復がまだ至っていないということから引き続き規模

の大きな余震等にも注意をしていく必要あると考えております。また、電力の需給ひっ迫におきましては、国民のみなさまに停電の不安と節電による負担を与えてしまったことに対し、我々といたしましても組織として重く受け止めていかねばならないと認識している次第でございます。また広域機関としてレジリエンスの向上にも資する送電網の整備計画を着実に推進するとともに、供給力あるいは調整力の確保とこれらの需給運用、これが適切な仕組みとなっているか国と連携して検討を行ってまいりたいと考えております。また国に対しましても、今回の警報発令など一連の対応について検証し、突発的な需給ひっ迫も想定した対応の在り方について改めて検討することを求めてまいりたいと思います。

なお今回の内容に関しましては、広域機関としても明後日プレスの方々にご報告することによって情報の公表に努めてまいります。事務局からの説明、以上でございます。よろしく願いいたします。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問のある方は、お願いします。お名前をお名乗りいただきますようお願いいたします。

村上評議員、お願いします。

○村上評議員

今回の最後のまとめとしては、広域機関に至らない点もあるかのように読めるような感じのまとめ方になっているんですが、日本の地理的条件を考えれば、今回の地震よりもさらに大きな大地震が起こるということは想定していかなければならないというのが日本の国土の置かれた位置だと思えます。それならばむしろ、今回こういう形ですが、これから先も本当に大地震が起こったならば、日本でブラックアウトというか、大きな停電が起こるということは覚悟せざるを得ないということも、どこかで言っておいた方が、国民に対しては正確な情報が伝わるような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○野間口議長

関連するご意見はございませんでしょうか。

山地評議員、どうぞ。

○山地評議員

ご説明ありがとうございます。今回、年度末で多忙な中でですね、地震の時の停電対応、それから需給ひっ迫対応、非常にきちんとやっていただいたと私は思っており、お疲れさまで感謝しております。その中で申し上げますと、先ほどの説明の中でもありましたけど、使用率 107%というのがテレビでもよく流されたんですけど、もうひとつ一般

に理解されてなかったんじゃないかと思うんですね、ここをもうちょっと丁寧に説明したほうが良いんじゃないか、というのがひとつコメントですね。もう一つは需給バランスのところで節電とか揚水もあるんですが、結局3月22日は天候が悪くて太陽光発電がほとんど寄与できなかったわけですね。その部分も明確に書いておいたほうが良いんじゃないですかね。5枚目のスライドかな、そういう風に感じました。以上でございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。

○秋池評議員

秋池でございます。今、山地評議員、村上評議員がおっしゃったところと近いのですが、予め国民の理解を深めておくということは、この先起こりうることに備えるために大切だと思っております。例えば、先日の地震の時に一時的に停電したのは大きな停電を防ぐためだということであったり、今回の節電のことであったりにつきまして、なぜこのようなことになったのかというのを伝えていただけるとよろしいかと存じます。むしろ、よくそれぞれの関係者が乗り切ったとは言いにくいかもしれませんが、反省の弁を申し上げるというよりは、将来に向けてあらかじめお伝えしておくというところがもう少しどこかにあってもよろしいのではないかと思います。ありがとうございます。

○野間口議長

ありがとうございます。他の評議員もご意見あると思いますが、とりあえずここでお三方のご意見に対して、私個人としても大変立派に乗り切ってもらったという風に国民の一人として思うんですが、将来に向けての取り組み、心構え等も含めてですね、広域機関の方から説明いただけますか。

●寺島理事

議長、各評議員のみなさま、いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。村上評議員からも秋池評議員からも至らない点や反省点などを書いている部分が多いのではないかとのお話をいただきました。この最後のページの「まとめ」の欄に書きましたように、やはり広域機関といたしましては、連系線を介して精一杯融通をしたり、さらには会員にも節電や供給力の供出のお願いをしたりと、我々として、できるだけことはやりましたし、そういう中で国からも需給ひっ迫警報での節電のお願いをしたのですが、結果的に停電の不安と節電による負担を国民に与えてしまったということ自体は、ここは、広域機関が安定供給を担う組織であることを考えれば、しっかり我々

として受け止めなければいけないと思っております。やるだけのことをやったのだから仕方がないんです、とまでは言えないと思っております。もともと、広域機関が東日本大震災の震災を受けて広域的な運営を行うために発足したところでございます。ですから、先ほど村上評議員からは、「また大きな地震が起きた場合には停電が起り得ますよ」という言葉を言うべきなんではないかというお話もありました。とは申しますものの、私どもとしては、大きな地震が起きればその地震に対して精一杯のことをやらなくてはならないという意味で、送電網の整備計画も進めておりますし、万一の時の調整力の確保等もやっております。ましてや、いわゆる節電ということについても国としっかり取り組みながら、最悪のケースを避ける方法についても今後しっかり考えていかなきゃいけないと考えており、その意味でこういう表現をさせていただきました。今後どうすべきかは国との検証の中で、私どもはある意味では検証される立場でありますので、しっかり検証いただきながら、私どももしっかり対応してまいりたいという風に思っております。

また、その中では、先ほど山地評議員や秋池評議員からございました、いわゆる 107%という使用率というのがわかりにくいとか、地震が起きた時にブラックアウトを回避するために一部で、瞬間に停電する仕組みがあるとか等については、今回の事象の中でも、私どもも都度都度、マスコミ等に対して対応しておりますが、もう少し分かりやすく説明すべきだったのではないかと、事前にその準備ができてなかったのではないかとということについても、私どももしっかり受け止めて対応していかなくてはならないと考えております。

今しがたいくつかご意見、ご質問いただいたこと、しっかりと今後の対応の中で検討していきたいと考えておりますので、引き続きご指導をよろしく願いいたします。

○野間口議長

ありがとうございました。他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。
倉貫評議員どうぞ。

○倉貫評議員

震災の影響ではないと思うんですが、J-POWER の磯子火力が止まっていたと思うんですけれども、これが震災の直接の影響ではないにしても、どういう影響があったのかとか、何で止まったのかというのは何か言及があっても良いんじゃないかなという気がいたします。以上です。

○野間口議長

これは具体的な事例ですが、広域機関、何か答えられますか。

●松原計画部長

これはまた広域機関としても確認してまいりたいと思います。

○野間口議長

ということですか。

●松原計画部長

状況につきまして、広域機関として確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○野間口議長

ということですが、倉貫評議員。

○倉貫評議員

了解しました。

○野間口議長

他にありませんでしょうか。

○牛窪評議員

先ほどの議論に戻ってしまうかもしれませんが、やっぱり極めて高い公的な使命を帯びている広域機関さんの結果責任だっという風なご主旨は、それは良しとしますけれども、やっぱりまた地震が起きるかもしれないということもありますし、我が国の電力供給体制がやっぱり万全な状況ではなかなかないと、今後地震とは関わらずですね、老朽化した石炭火力発電の引退みたいな動きも、私どもも電力会社さんと話していて、そういったことも視野に入ってくるでしょうし、一方、ロシア、ウクライナで起きているような事態もあり、国民のみなさんのエネルギー安全保障に対する意識も高まっている状況だと思いますので、この紙で書くかどうかはともかく、やはり広域機関さんとしてですね、いろいろ広報とかで、やっぱりしっかりとした電力の安定供給体制を国として進めていくこと、これエネ庁さんの仕事かもしれませんが、しっかりとですね、わかりやすく国民のみなさまにお示ししていくことも大事なんじゃないかと思いました。以上です。

○野間口議長

他にございませんでしょうか。

○竹川評議員

毎日新聞、竹川です。16日にですね、8機の火力発電所がトラブルに見舞われて、かなりの電力量が落ちたということで、その後21日までですね、何日かあったわけですよ。天候が悪かったというのも予想が21日より前にはされてたと思うんですけども、もうちょっと早く節電の必要性みたいなものをサジェスションするとか警告するみたいなことはできなかったんですかね。というのはこれ恒常的に、この前社説にも書かせていただいたんですけど、おそらく電力不足ってこの今の過渡期の中で結構頻繁に起こる、恒常的に起こる可能性があつてですね、そうするとやっぱりユーザーの企業とかあるいは消費者とかの節電協力ってそれなりに取り込んでいかないと安定供給って保てないんじゃないかと思うんですけど、そこの仕組みは、仕組みとかやり方っていうんですかね、もうちょっと早く警告をするなどですね、何かやり方ないんでしょうかね。

○野間口議長

ありがとうございます。これについても広域機関どうでしょう。

●寺島理事

牛窪評議員、竹川評議員ありがとうございます。ご指摘の動きについて、私から、私どもの考え方をご説明させていただきたいと思います。

確かに牛窪評議員のご質問にありましたように、こういう事態に陥ったことが単に地震だとか3月下旬の寒波だとかという問題ではなくて、本来、電力エネルギーをめぐる設備形成上の構造上の課題のようなものが存在するのではないかとのご指摘、いわゆる電源の休廃止が多くなってきているというような状況とか、さらにはそういう中でエネルギー安全保障上も将来的に問題になるのではないかとということについても捉えてはどうかというお話をいただきました。その辺につきましては、私ども後半の議題の「供給計画のとりまとめ」の中で、中長期的な設備形成の課題について、後程言及させていただきたいと思います。その中にはこういう希頻度事象に対してもどう捉えていくのかとか、将来的な事業者の行動についてもどう捉えているかということについても、その「供給計画のとりまとめ」の課題の中で発信しつつ、経済産業大臣への意見にも反映しようかと考えておりますので、そこでまたご議論させていただければと思っております。

2点目、竹川評議員のお話にありました、16日の地震発生後、21日まで数日あったのではないかと、さらには天候の急変の状況についても、もっと早く節電に向けて発信すべきだったのではないかとということについては、これも、正に多くの方々からご指摘を頂いているところでもあり、ここは、経済産業省や、東京電力パワーグリッド、東北電力ネットワークなどの関係事業者も含めて私ども、この問題にしっかり取り組まなきゃい

けないと考えております。確かに、設備対策だけで万全を期すとなると、ある意味では非常にコストがかかるので、万一の場合には、大変ご不便をかけますが、需要家さんへの節電なり、デマンドレスポンスの仕組みなどをもっと活用することも重要でして、それがしっかり機能するようにするためにも、早め早めに対応し、発信すべきじゃないかというご指摘かと思っております。その点について、なぜ今回そういうことができなかったかについては、国の電力ガス基本政策小委員会の中でも、しっかり検証すると言われておりますので、その中で私どもも今のご指摘に対して真摯に受け止めて、今後の糧にすべく検証をやっていきたいと思っておりますし、その中で、竹川評議員や国民からのそういうご質問に対しても対応をしていきたいと考えております。どうぞひとつ、引き続きよろしく願いいたします。

○野間口議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。主立ったご意見は出たようでございますが、次に進んでよろしいでしょうか。次の議案のところでもまた将来計画等取り上げると思いますので、進ませていただきたいと思いますが、もう一言どうしても言いたいということございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1については、以上とします。

○野間口議長

それでは、次に議案の審議に入ります。第1号議案は「2022年度供給計画の取りまとめについて」です。事務局から説明をお願いします。

●松原計画部長

それでは、事務局の方からご説明申し上げます。

2022年度供給計画の取りまとめについて、先ずは事務局からのお願いがございます。この資料の情報は公表前のもので内容的に機微な情報も含まれている事から取扱注意でよろしく願いいたします。この第1号機案ですが供給計画を取りまとめて本機関の意見を付した上で経済産業大臣に送付するとともに公表し、また別紙2の通り2022年度の年次報告書として公表するということですが、今回、送付日を3月30日そして公表日を3月31日とさせて頂きます。尚、別紙1及び別紙2はパワーポイントフォーマットの別紙3の方でご説明をさせて頂きます。

まず供給計画の取りまとめにおける本機関の役割ですが、1768の事業者の作成する10年間の電気の供給並びに電源や送電線の開発等についての計画でございまして、これを取りまとめたものでございます。本機関は取りまとめるにあたって、電力需給の見通し、あるいは電源や送電線の開発計画等について確認して結果を公表するものでございます。その際、安定供給の観点で必要であれば対策を検討し、その対策を実現する事で

安定供給の確保を図る事と共に、取りまとめた結果に関しましては毎年、当該年度の開始前に本機関から国に届け出る、その際に抽出された課題については意見を付すことによつて、安定供給の確保あるいは必要な制度的な措置の検討に繋げて参ります。

先ずは、5 ページでございますが、これは前回 2021 年度の供給計画の振返りでございまして、向こう 2 年間の短期断面に関しましては確率論的な手法でシナリオを評価する年間 EUE 基準を満たしてはございましたが、右下の予備率が 8%を下回る断面があり、これに対して電源の補修や長期計画停止の変更ができないかという調整を事業者と行い供給力の確保に努めたり、小売事業者への供給力確保に関する適切な対応を求めたという事でございます。

この時に抽出された課題は、ご覧の 3 点でございますが、1 つは需要期における kWh 面での供給力不足の懸念、2 点目は昨年度の kWh 面での需給ひっ迫を踏まえた対策、3 点目は 2030 年度のエネルギーミックス達成に向けた対策というものでございます。

これらに対しまして、7 ページが広域機関としてこのような対応を行いましたというご説明ですが、先ず、1 点目に関しましては 2021 年度の冬季の大幅な供給力不足というものを確認しましたので発電機の補修時期変更を調整する事で 100 万～200 万 kW 程度の供給力を追加確保し、それでもなお、東京エリアに関しましては冬季不足が見込まれましたので、更に補修時期の調整、こういった事を行いまして 100 万 kW 程度の供給力確保を、その後、東京電力パワーグリッドによる公募調達 63 万 kW を行って最低限必要な予備率を 3%確保したという対応を打ったというものでございます。

2 点目に関しましては、これは冬季の 2、3 か月前ではございますが需給検証という行為をいたしまして kWh 面でのバランスの見通しと、その時のリスク対応、これを確認して報告をしております。またその後、実際のピーク期に向けて 2 か月前から 2 週間前までのレンジでモニタリングを継続的に行いまして情報発信を行ったという事でございます。

3 点目に関しましてはマスタープランを現在策定しておりますが、中間整理の中で早期に整備計画として進めて行くべき系統増強案、或いは需要側の対策の重要性等、ネットワーク側から示唆を行う事によつて政策議論に繋げていく、この様な事を行ったものでございます。

では今回の供給計画の取りまとめでございますが、先ず 9 ページが今回の取りまとめの項目でございます。下に載っておりますような項目、これに則つてこれからご説明をさせていただきますが、1 点申し上げます点といたしましてはリード文の 2 つ目でございますが、今回の福島県沖の地震影響に関しましては現在事業者で復旧の見通しを検討している段階でございまして、事業者から提出された供給計画には今まだ反映されていない事から、この地震影響というものは今回の取りまとめには反映されていない事を冒頭に申し上げます。

では、ご覧の項目に沿ってご説明させていただきますが、先ず、電力の需要想定でございます。需要に関しまして、2021年度の夏、これは実績でございますが、これは生産水準の回復であるとか、あるいはコロナの影響での在宅率が高まった事などによって前年度を上回る事となりました。2022年度以降の見通しの面では経済規模の拡大や電化の進展などが増加要因になる訳ですけれども、それに対して人口減少、或いは省エネの進展、こういった減少要因の影響の方が大きいと考えており、緩やかな減少傾向になると想定しております。こういった需要想定を念頭に供給力を評価して需給バランスを見ている訳でございますが、先ず、kW面での見通しという事で、これが13ページでございます。kW面で向こう10か年のところを評価、年間のEUEという、確率論的な手法にて評価している訳でございますが、これに関しましては足元の2年間は全てのエリアで基準値、本州では0.048kWh/kW、これは一つの目安で年間の停電時間が3分程度と捉えて頂ければと思いますが、これが基準値以内になっている状況でございます。ただ長期断面でみますと、九州エリアや沖縄エリアで基準値を超過している兆候も見られました。これに関しては中長期的な電源開発動向も注視しつつ今後の供給計画においても供給力を再精査し、評価していきたいと考えている次第でございます。

また、補完的な確認といたしまして、2022年度と2023年度に関しましては従来の確定論的手法で予備力が8%各エリアに対してあるのかどうかというチェックも行っております。これにつきましては全てのエリアで8%の予備力が存在している事を確認している状況でございます。ご覧の15ページが2022年度、16ページが2023年度でございますが共に同じ、また17ページが沖縄でございますが、沖縄エリアにつきましても同じ様に基準を満たす事を確認してございます。

ここからが、取りまとめを通して得られた分析についてご紹介でございますが、18ページは電源の補修状況でございます。上のグラフが2022年度の月別の電源の補修量を表しているものでございます。広域機関としましてはピーク期間を避ける様に事業者の方をお願いをしているところでございますが、下のグラフが前回の供給計画において取りまとめた時の補修量と比較して差分を表しているもので、赤線の所をご覧頂ければと思いますが、夏・冬のピーク期に関しては補修量が減少してそれが春・秋の端境期によって見受けられます。

また19ページ、これは電源の休廃止計画でございます。2022年度中に休廃止となる火力電源は421万kWがトータルでございますが、このうち今回の供給計画の取りまとめによって新規に計上されたものは14万kWという状況でございます。

20ページでございますが、これはkW面で小売事業者が自社の需要に対してまだ供給力を確保していない未確保分の量と、発電事業者側が自らの発電余力に対して売り先の決まっていない発電余力、この2つを月別に比較したものでございます。結果はご覧の状況でございます。基本的には8月を除いてはオレンジ色の発電余力が上回っていません。

以上ここまでが kW 面での見通しでございまして、22 ページが kWh に関する見通しでございまして。これは翌年の 2022 年度における月別のバランスを表しているものでございますが、青い折れ線、送配電の想定需要に対しまして 0.3~3.2%、月によっては下回るだろうと見受けられる状況でございまして。これに関しましては今後、本機関といたしましても高需要期にあたる kWh のモニタリングなど通して電力量の確保見通しについて確認してまいりたいと考えている次第でございまして。

23 ページは同じく kWh 面で先程の小売と発電の未確保分と発電余力を比較しているものでございまして。これは総じて昨年よりはだいぶ発電余力が上回っていると見受けられます。以上、ここまでが需給バランスの確認結果のまとめ、25 ページの内容は今ご報告させて頂いた内容の繰り返しになりますので、本日、簡単にご照会させて頂きますが、先ず kW の見通し EUE に関しましては短期断面で基準値以内ですけれども、一部地域で基準値を超えている断面が見受けられる、2 点目、kW の補完的な確認では 8% 上回っている状況、3 点目、kWh では一部送配電の需要を下回る断面もございまして、これに関しましてはモニタリングを通して確認していきたいと思っております。また 1 点目の所に関して中長期的な電源開発動向などを注視しながら、供給力を再精査させてまいりたい。

ここまでが需給バランス関係のご説明で、ここからは今回の取りまとめを通しての分析のご紹介でございまして。27 ページは電源構成の変化でございまして事業者から提出された情報の積み上げでございまして、太陽光、風力などの新エネルギーが増加する傾向が見受けられます。また 28 ページは火力電源の新增設や休廃止計画の推移でございまして、これは 2024 年度に向けて設備量が増加傾向にあるものの、2024 年を境に少し減少して長期的には横ばい状況という事が見受けられます。

ここからは系統面の説明でございまして。30 ページは送配電設備の増強計画でございまして。増強に関しましては、送配電網の整備計画に関して、再生可能エネルギーを含む新規電源の連系に伴う送電線の整備が多数見受けられます。地域間連系線に関しては新たに北海道、本州間の設備増強が計画されて、広域的に必要な連系線の整備が計画されています。また更新計画、これに関しましては高度成長期に建設された設備が多く高経年化していて、更新工事の物量も増加傾向にあるということで、広域機関といたしましては昨年 12 月に高経年化設備更新ガイドラインを策定し、これに基づいて設備のリスク量や更新の工事物量というものを算定して適切かつ合理的な設備更新計画が策定されている事を確認していくことを行ってまいります。

参考までに 31 ページが送配電設備の整備計画でございまして。表が 3 つございまして、左上が送電線（こう長）の整備計画、右上が変電設備、左下が右下の日本地図で赤いマークでございまして、地域間連系線についての整備計画の一覧でございまして。32 ページこれが高経年化設備の物量感を表しているものでございまして、先程申しましたガイドラインは 33 ページで、簡単にご紹介だけさせて頂きますと、概念といたしましては真ん中の青い四角い枠の所を見ていただければと思っておりますが、縦軸に設備が故障した

時の影響度合い、横軸はその設備が経年と共に故障する確率、この2つの軸によってリスク量を評価して適切に設備を更新していく、こういった考えに基づいて更新していくガイドラインを策定したものでございます。

35 ページは広域的運営の状況という事で、これはエリア別にどこのエリアから電気が入ってきているのかというものを表した棒グラフでございます。37 ページ、各エリアにおいての小売事業者の数でございます。昨年よりも更に増えている傾向が見受けられるというところでございます。38 ページは発電事業者の分類という事で、太陽光の事業形態、これが事業者数、新規参入者数ともに多くなっているというところでございます。39 ページ、これが小売事業者の供給力の確保状況において、緑線のエリア想定需要に対して小売事業者が確保している供給力というものが赤い塗りつぶしで表してございます。この辺りに関しましては引き続き弊機関としましては注視していきたいと思っております。

以上の取りまとめを通して今回抽出しました課題に関して4点ご説明させていただきます。これらの課題に関しましては先程申しました通り広域機関としての対応もございまずし、国に求める対応、これを合わせて大臣意見として取りまとめたいと考えているものでございます。

先ず1点目でございます。1点目は需給状況の管理をめぐる構造的な課題への対処、先程もご意見交換の中にございましたが、2020年度、2021年度の冬季の需給ひっ迫の発生状況を見ておきますと、至近の供給力の減少や厳気象における需要増に対して厳しい電力需給の状況を迎えた訳でございますが、こういった背景には何らかの構造的な課題を内包している可能性があるのではないかと考えております。より細やかに需給状況の管理をしていく事が求められていると思っておりますが、広域機関といたしましてはこれまでの手法の見直しの必要性等も含めまして、国や関係事業者と連携して検討を進め、需給状況の評価あるいは管理について万全を期してまいりたいと考えております。またレジリエンスの向上にも資する送電網の整備計画、これにも着実に推進するとともに、供給力や調整力の確保とこれらの需給運用が適切な仕組みになっているかどうか、これを国とも連携して検討してまいりたいと考えております。

2点目でございますが至近の供給力不足への懸念という所でございます。これは今回の取りまとめに先立ちまして昨年9月に需給バランスの見通しを公表しておりますが、関係事業者の発電設備や省エネ設備の補修停止の調整などを広く呼び掛けて、機関として需給バランスの改善に取り組んでまいりました。ただこういった調整が恒常的に続くというのは健全な状況とは言い難いと考えております。こういった事を考えますと、やはり至近2年程度の補修停止調整というものが適切な時期に確実におこなわれることが重要ではないかと考えております。特に2022年度からは容量市場に於ける需給年度(2024年度)が対象になってくる訳でございますが、容量停止計画調整の対象時期にもなってまいりますので、こういった事も含めて確実に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。また更には先程申しました電力量に関しての需給状況についてモニタリング、こういった事も行ってその結果を情報発信してまいりましたが、こういった取り組みに関しても引き続き実施していきたいと思っております。なお、現時点では先程申しましたが3月に発生しました福島沖の地震の影響、これに関して影響はまだ見通せないということ、あるいは厳冬期の東京エリアでの降雪影響、これも踏まえた厳気象のH1、これは10年に1度レベルの厳気象の需要でございますが、こういった需要の見直しなどもございますので東京エリアの冬季が適正予備率（3%）を下回る事が見受けられることから、国とも連携して具体的な供給力対策の検討を進めて万全を期してまいりたいと考えております。

3点目でございます。3点目が長期的な電源確保に係る課題と言うことで、これは長中期的な供給力の動向といたしましては、新規や既設リプレース、原子力の再稼働など増加傾向も見受けられますが、その一方で高経年火力電源の休廃止の増加傾向も見受けられるという事でございます。発電事業者が電源計画を立案するにあたりまして、容量市場のオークションにおける、落札できたあるいは落札出来なかったという結果のみならず、約定価格の水準も判断材料となり得るものもございます。単年度でのオークションの結果に応じて電源の休廃止計画、これを変更する傾向も見受けられるという状況でございます。そのようなことから、供給計画の取りまとめにつきましては容量市場のオークションの結果も踏まえつつ中長期的な視点から電源の新增設、あるいは休廃止の推移、あるいは事業者の動向分析を行うとともに、必要な対策について国とも連携して検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後4点目でございます。4点目が中長期的な調整力等の確保に関する課題でございます。2024年度以降になりますが、それまで行っていた一般送配電事業者の調整力公募が終わり、調整力は需給調整市場を通して調達される予定になっております。こうなりますと、容量市場において必要な供給力が確保されて、そこには需給調整市場を通して取引される調整力が含まれる構図になっている訳でございますが、これが適切に含まれている事が重要である、こう言った事から2つの市場の連携を図っていく必要があると考えております。一方でこれは発電事業者からヒアリングをした結果として、こういった声もあるところでございますが、調整力の公募がなくなって容量市場と需給調整市場から得られる収入になると火力や揚水式水力といった調整力を有する電源は維持できないのではないかと危惧する声も一部にあります。本機関といたしましてはこういった2つの市場、これが有機的に連携する事で必要な供給力が容量市場を介して維持され、また必要な調整力が需給調整市場で調達される状況、これを実現すべく関係事業者と連携して対応してまいりたいと考えているところでございます。事務局からの説明、以上でございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。それでは、ご意見・ご質問のある方はございませんでしょうか。報告1の所で取り上げた問題、課題となった件も含めて色々、ある程度は反映されているとは思いますが、メディアの対話なんて言いますか、報告の時にはこの7ポツのまとめの所にあります最後の2つ、この辺も忘れてはいけないのだという事でレクチャーして頂きたいなと思います。低炭素とかそういう事を言いますと火力とかそういうのを辞めたい。それから太陽光等が順調に作動している時は非常にコストを安くしますから魅力的ですけれども、一旦気候変動等がありますと非常に定額制を示すので火力や揚水などもそれなりの役割を果たして頂くように、維持しなければいけないという所をよく社会的に分かって頂くような説明にして頂きたいなと思います。すいません議長ですが変な事を言いました。委員の皆様からご意見ありませんでしょうか。

○伊藤評議員

伊藤です。よろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、伊藤評議員ですか。

○伊藤評議員

はい、よろしくお願いいいたします。この会議の頭から皆さまいろんな意見が出ていて、改めて議長が抽出された課題を確認させていただきながら、国民に対して電力広域機関のお仕事は何かと言うのが、多分ものすごく分かりづらく、どこまでが国の仕事で、でもすごく、広域機関は融通するという意味で日本の全体を見ながらひっ迫した時にどう動くか重要な仕事をしているのですが、私もよく話を聞いていて、何処から何処までが電力広域機関の責任で何処からが国の責任か一瞬分からなくなってしまふ、魔法にかけられたような一瞬があったので、一般の方たちは私自身も専門用語とか難しい普段使わない言葉がどんどん出て来ると一瞬違う世界に引っ張られてしまうケースがあるので、ここの説明のしどころと言うのがすごく重要になってくかなと思いました。本当に電力広域機関の方たちは、日々人数の限られた中でお仕事が増えている中で大変なお仕事をなさっていると思いますが、感謝申し上げたうえでの意見です。以上です。ありがとうございます。

○野間口議長

素晴らしい指摘だと思います。広域機関への本質的な哲学的なところだと思いますので広域機の方からは是非。

○山地評議員

すみません、山地です。よろしいですか。

○野間口議長

山地評議員ですね。どうぞ。

○山地評議員

今の伊藤評議員の話と関連するのですが、私も同じことを考えていたのですよね。広域機関だから、今回のような運用に関する所でしっかりやって頂いているところは分かるんですけど、供給計画、これは10年計画ですよね。計画というけど実態は供給に関する情報の取りまとめみたいなものになって、なにか隔靴搔痒の感がある訳ですよ。一般によく言われるのは、安定供給の責任の所在はどこにあるのかって言われているのですよね。たぶん送配電事業者、あるいは事業者に指示を出している広域機関に相当あると思います。ただし、系統計画にはマスタープランと言うものがあるけれど、電源計画・系統計画ある意味一体的なものなのだけでも、電源計画となると計画の主体がはっきりしないんですね。広域機関に申し上げて、ちょっと申し訳ないなという感じはするけれど、今の伊藤評議員のご意見に私は非常にある意味共感を持ってたと言いますかね、この辺り広域機関としてどう考えているのか、やっぱりちょっと聞いてみたいなと思ひましてあえて発言しました。

○野間口議長

是非、広域機関の方から。

●寺島理事

ありがとうございます。寺島から、私の所感も含めまして、伊藤評議員・山地評議員のご質問・ご意見に対してちょっとお話させて頂きたいと思ひます。確かに、いったい何処までが国で何処までが広域機関になるのか、ないしは一般送配電事業者との関係で広域機関が何処まで安定供給を司っているか、さらにはネットワークの方はまだ分かるけれども、電源計画について何処まで広域機関が関わるのかなど今おっしゃって頂いた事は、私自身も絶えず自問自答しているところでございます。ただ、「供給計画のとりまとめ」というものが、向こう10年先までの発電事業者・小売電気事業者等々の広域機関の会員がどう動いて行くかというものを取りまとめたものであり、そして我々広域機関は、その取りまとめと同時に、容量市場・需給調整市場というものに設計から加わり、実際の運用にも関係一般送配電事業者と連携を取りながら行っています。即ち、それはある意味では供給力としての電源計画、更には調整力という意味では、今しがた議長からもお話がありました火力とか揚水発電所の存在の動きも含め、それらが有機的に機能していくなかで、発電事業者がそれを上手く能力を発揮し、それが各エリア

の一般送配電事業者を上手く使える事、更に、それらがエリアの一般送配電事業者の単独の動きではなくて広域的にそれが達成されるようにするという事になりますと、その点について、やはり広域機関が一定の見解を示していかなければいけない、ないしは、ある意味ではイニシアチブを取らなければいけないと思っております。その主旨からも、このような課題を国に提示しながら、政策的な観点で国も一緒になって検討して欲しいとか、このままでは良くないと思う所などを発信しておくことかと思っております。その点では広域機関とは、ある意味では、国の動きと事業者の動きを見据えつつ、全体の中でのハブの様なものかなと自分自身は思っております。この供給計画のとりまとめを通じて、向こう10年先の色々な事業者の動向を把握できますので、そういう中で発信していかななくてはならないと思っているのが、ここで抽出した4つの課題であると言うようにご理解頂ければと思っております。

ただ、いつも伊藤評議員からお話頂いておりますが、専門用語が多くて分かりにくいとのご指摘については、絶えず心がけておるつもりです。今回の大臣意見の冊子の方では、分かりにくい専門用語についても注釈書きを加えており、今後ともそのような工夫をしていきたいと思っております。また、明後日はこの供給計画のプレス公表しますが、その際にはレクチャーもさせて頂いて、マスコミ等々の皆さんにも詳しく分かりやすく説明するように心がけて行きたいと思っております。その辺については、まだ課題があるとは承知しておりますが、そういう形で引き続き努力していきたいと思っております。

以上、少し長くなりました。私からの所感も含めたものでございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。国民へのエネルギー供給の大綱を決めるのは国ですね。それに従って色々事業者が発電したり送配電したりする、そのシステムが合理的に安定的に作動するかどうかというのを、広域機関として、先程、寺島理事がおっしゃったハブとしてですね、情報も集めながらあるいは時によっては要求を出しながらやっ行くという事じゃないかと思っております。伊藤委員のおっしゃったように、いつもご指摘されるテクニカルターム、難しい、たとえば今日もEUEと言うものが出てきましたけれども、あれ説明書取り寄せて読んでも理系の私でもよく分からない、歳取りすぎたせいかも知れませんが、出来るだけ分かりやすくメディアの方には説明して頂きたいと思っております。それからステークホルダーという言葉がありますけれども、一番電力を受ける立場の国民も新しい電力システムの改革の一端を担っていると言うふうにステークホルダーと捉えて、30年に一度の稀頻度事情の時は停電等も起こるのだと、それも起こさない様にするべらぼうな頑丈な発電、送配電にしなくては行けないと、とても税金では間に合わないのだと言う所も分かる様に説明、そういうものを考えながら一番合理的な形に持っていこうとしている、合理的・効率的に持っていこうとしている途中であると理解できるような形にして欲しいなと思っております。

○柳川評議員

柳川ですけど、よろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、柳川評議員どうぞ。

○柳川評議員

はい、ありがとうございます。今、野間口委員長がおっしゃったことはとても大事な事だと思っておりますので発言させていただきます。今までの流れで行くと寺島理事がおっしゃった様に発信のイニシアチブを取っていくというのがあるべき姿であると思えます。その時の発信のイニシアチブの発信先が、今まで事業者であったりあるいは経産省、政府で済んでいたのが、より広く国民であったりあるいはその他の企業という所もかなり停電になれば大きな影響を受けますので、そう言う所に対しての発信が必要になってきたと、そう言うことだと思います。その時には、ここで書かれている長期的な供給計画をしっかりと出していくという事も重要なのですけれども、今回新たに分かってきた事は、思いがけないことがあると、やはり相当大きな供給力に変動が出てしまうという不確実性がかなり大きそうだという事と、もう一つはやはり停電をしてしまうという事に対する国民のかなり危機感みたいなものがあって、とは言えこれを完璧に取り除くことは不可能なので、今まさに野間口議長がおっしゃった様に、30年に一辺のような事が起きたら停電が起きても仕方がなくて、その部分はある程度は甘受して頂かないといけないと言う、ここはですね、相当丁寧に説明していかないと、なかなか頭で分かっているけれども、何でこんなことが起きたのだという事にやっぱりなりかねなくて、その時の矛先がここに向いてくる事が十分あり得る事なんだろうと思います。ですからやはりどの程度のリスクをどれだけカバーするのかという事に関しての丁寧な発信というのが今まで以上に重要になってきていて、その時にやはり完全に停電のリスクをゼロにすることは膨大なコストを我々、負担しななければいけないところを何処まで皆に分かって頂くかというところのコミュニケーション戦略は、今まで以上にやはりしっかりやって頂く必要があるって事が、今回の事象を含めて分かってきたことではないかと思えますので、是非そういう点も力を入れて頂ければと思います。以上でございます。

○野間口議長

はい、ありがとうございます。大変貴重なご意見と思います。はい、他に。

○江崎評議員

江崎ですけどもよろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、どうぞ。

○江崎評議員

ホームページの方の広域機関についてというところを見ますと、役割と権限というところが正確には書かれていないかなというのが見受けられます。ミッション・バリュー等をしっかりと要件も含めて書いておくという事は非常に重要な事かなというふうに思います。その上で広域機関の役割としての発信は運用に関わる部分、それから運用面からの政策に対しての発信というところもあるというところを、正確に書いていくというのがあるとよいのではないかと思いますし、ルールがどんどん変わっておりますので、そういう意味では広域機関についての説明の部分というのは定期的に見直して行う方がいいのではないかという気がしております。

○野間口議長

はい、ありがとうございました。貴重な意見だと思いますので、よろしくお願ひします。他に意見ありませんか。これは議決しなくてははいけませんね。貴重なご意見が皆さんから出たところでございますが、議決に移ってよろしいでしょうか。

●寺島理事

議長、よろしいでしょうか。

○野間口議長

はい、どうぞ。

●寺島理事

今しがた、柳川評議員・江崎評議員から大変貴重なご意見を頂いたので、一言寺島から広域機関の考えをご説明させて頂きたいと思ひます。柳川評議員がおっしゃります様に発信のイニシアチブを取っていかなくてははいけないと、これは重要なことだと私共も思っております。今般の様な需給ひっ迫での節電要請のような形になりますと、確かに広域機関としては、国や会員たる電気事業者等々への発信ではなくて、更にはですね、国民、一般企業、社会全般に発信する事を、より心がけていかなければはいけないとおっしゃって頂いた事、肝に銘じていかなければならないと思ひます。同時に、先般、伊藤評議員からありました通り、国民に語りかけるのであればより分かりやすく説明しなくてははいけないと思ひてございます。

停電についても、先ほど EUE という話が議長からもありましたけれども、我々、確率論的に評価しているというのは、絶対に停電が起きませんということを申し上げている事ではないと考えておりますので、そこも分かりやすく説明していく事を心がけなくてはいけないと思っています。

同時に江崎委員からお話がありました、私共が組織としてのミッション・バリューをホームページで公表していきつつ、必要に応じて絶えず見直し、定期的にバージョンをチェックしていく事、これを機関内広報部門に任せるだけでなく、役員自体が率先してこの問題に取り組んでいかななくてはならない言うことを、改めて今日お話を伺いまして感じたところですので、引き続きご指導、ご意見等をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○野間口議長

大変に貴重なご意見ご指摘だったと思いますのでよろしく対応してください。それは議決に入ってよろしいですか。

第1号議案「2022年度供給計画の取りまとめについて」原案どおりとすることによってよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

第1号議案は、原案どおりの議決とします。

パブリシティの機会では、いろいろご指摘いただいたことを反映して、パブリシティを分かりやすくやっていただければと思います。

それでは、次はもう1件の報告事項になります。報告事項2は「再エネ関連業務実施に向けた準備状況について」です。事務局から説明をお願いします。

●榎谷理事

それでは報告事項2についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。2020年6月、いわゆるエネルギー供給強靱化法が成立しまして、これまで一般社団法人低炭素投資促進機構、いわゆるG I Oが費用負担調整機関として行ってきた調整交付金交付業務などのF I T業務について、当機関が承継することとなりました。また、本年4月に施行される再エネ特措法の規定によりF I P業務、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立管理業務も、新たに当機関で実施することとなりました。本日は、そちらの準備状況につきまして報告させていただきます。

まず、工程表をもとに新業務に関わるスケジュールを説明させていただきます。当機関においては新業務を担当する部として、本年2月1日付で「再生可能エネルギー・国際部」を新設いたしました。また、納付金や交付金など多額の資金を扱うことから、昨年7月に会計室を強化いたしました。なお、私自身もこれら両部門を担当する理事として本年2月に就任いたしました。

F I T関連業務につきましては、これまでG I Oが行ってきた業務を確実に引き継ぐ必要があります。このため、G I Oの業務内容を精査し移管方針を固めたうえで事業譲渡契約書として締結しております。また、使用するシステムにつきましても、業務の円滑な承継及びコスト抑制の観点から、これまでG I Oで運用してきたF I T納付金・交付金管理システム及びF I T入札システムをそのまま引き取り、制度改正に伴う必要な改修を行ったうえで活用いたします。これにより、当機関にとっても、また事業者などのこれまでのシステム利用者にとっても、業務移管に伴うリスクを回避できると考えております。

次に、F I P関連業務及び廃棄等費用積立については、制度開始は4月ですが、実際に交付金等の算定業務が発生する時期は7月頃となることから、その時期に向けて「再エネ業務統合システム」を開発しております。システム開発の進捗は現時点では計画通り進捗してございまして、7月の第一期運用開始に向けて鋭意進めてまいります。なお、システムを確実に運用開始する観点から業務に影響の無い範囲で開発を二段階に分けて進めており、第二期の運用開始は本年10月を予定しております。

次に、会計業務につきましては、再エネ業務を含む当機関の業務拡大に伴い、取扱い金額の桁数を始めとして現行の財務会計システムでは対応できない部分がございますので、並行して同システムの開発も進めております。また、電気事業法に基づき、従来からの当機関業務の予算と再エネ関係の予算等を区分経理する必要があることから、用途別に資金管理を行うべく新たに銀行口座を開設する等、適切な資金管理への対応も併せて実施しております。更に、資金管理の透明性や適正性を向上させるため、将来的には外部監査の導入を検討しております。まずは、その準備としてコンサル会社による業務支援を導入予定でございまして。

次に2ページ目になります。こちらで新業務の執行体制について、ご説明申し上げます。G I OからのF I T業務移管については、先ほど運用システムの移管についてご説明申し上げましたが、人員につきましても現在G I Oで業務に従事している職員の一部を順次出向や転籍の形で当機関に受け入れることにより、シームレスな業務引き継ぎとノウハウ継承を行うこととしています。併せて、当初の2年間はG I Oなどへの業務委託も行うことで、円滑な業務運営体制を構築してまいります。こちらに当機関内の体制図を記載してございますが、先ほど申し上げたように、新業務を行う「再生可能エネルギー・国際部」を新設し、機関全体としては5部体制となっております。また、再生

可能エネルギー・国際部は、先ほど申し上げたG I Oからの出向や業務委託を含め、4月から12名の体制で進めてまいります。

次に3ページ目をご覧ください。こちらにシステム関係の概要図を記載してございます。大変細かくて恐縮ですが、左右にある緑色の部分がG I Oから移管されるシステムであり、F I T関連業務と入札管理業務に使用いたします。中央のオレンジの部分が新たに開発中の再エネ業務統合システムで、F I P関連業務と廃棄費用等積立業務に使用いたします。なお、再エネ業務統合システムは、F I T関連システムと連携しております。情報を集約・一元管理することにより効果的な業務遂行を実現いたします。

各機能の説明が細かくて恐縮でございますが、関連当事者あるいは連携するシステムの数が多いことをご理解いただけるかと思えます。再エネ業務統合システム開発につきましては、確認試験などこれからヤマ場を迎えますが、確実な業務運営をすべく当機関としても細心の注意を払いながら進めてまいります。

次に資金関係について4ページ、5ページでご説明いたします。新業務にて当機関が徴収する納付金や廃棄等費用積立金などのうち、交付金や事務費を除いた余裕金につきましては資金運用が可能となっております。その資金運用方針の決め方については、先般、第7回運営委員会にてお諮りいたしました。そちらでの議論内容を踏まえ、2022年度の資金運用方針については、評議員会および総会にお諮りしたうえで決めることとしております。ただし、本年4月1日に業務移管とともにG I Oより実際の資金が移管されてまいります。次年度早々に開催予定の評議員会および総会までの間、具体的には4月～6月くらいでございますけれども、この間は当機関の理事会にて議決した暫定運用方針にて運用することで考えております。

5ページ目にその暫定運用方針について記載しております。現在、G I Oでは当月に交付予定の金額に一定の裕度を設定した金額を交付金原資として普通預金におき、残る金額を譲渡性預金の形で運用しております。当機関としては、国民負担を少しでも軽減するとの観点から多少でも金利収益を得ることが重要と考えておりますところ、このG I Oの取扱いを当機関の暫定運用方針として踏襲させていただくことで考えております。

なお、現時点では、評議員会が、5月中旬頃、総会が6月中旬頃の開催予定となっております。それ以降については、そちらでご承認いただいた正式な運用方針で運用する所存でございます。

6ページと7ページにつきましては、新業務に関わる規程類をご参考として添付してございますが、本日のご説明は割愛させていただきます。以上でございます。

○野間口議長

それでは、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

江崎評議員、お願いします。

○江崎評議員

非常に大きな事業というか、お金が動くようなところのご担当になることと思いますので、改めて気を引き締めて運用のところに漏れがないようにご注意くださいと思います。私の役割はサイバーセキュリティ、やはりこれだけ金額が大きくなってきて責任が重いとしっかりしたデジタルシステムのセキュリティー対策をやらなければならないと思いますので、改めましてそのあたりもご留意いただいてこの仕事をしっかり行っていただきたい。

○野間口議長

貴重なご意見と思いますが、広域機関から何かご意見ありますか。

●榎谷理事

江崎評議員ありがとうございます。ご指摘のとおり、本業務は非常に大きなお金が動くということもありまして、先ほどご説明のとおり、区分経理であったり、あるいは適正かつ透明な会計処理を行うための規程類の整備であったり制度面でも諸処準備しているところであり、4月以降業務の遂行を確り行って参る所存です。ご指摘ありがとうございます。

○野間口議長

大石評議員お願いします。

○大石評議員

今、江崎評議員がおっしゃられたように、今後、大きな金額を扱うということで、国民の目も厳しくなると思いますし、F I Tに加えてF I Pという新しい制度も始まります。先ほどからの議論にもありましたように、消費者から見てわかりやすい情報提供をお願いします。また公平・公正な運用になることについても期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。業務が増えて大変だとは思いますが、よろしくをお願いします。

○野間口議長

そのとおりだと思います。

皆さんに頂きました時間もオーバーしましたので、報告は以上とさせて頂きたいと思っております。

ここで、今日、全般いろいろ評議員の皆様からご意見を賜りましたので、最後に大山理事長から一言お願いしたいと思いますが、理事長お願いします。

●大山理事長

大山でございます。本日も貴重な意見をいただきまして、どうも有り難うございました。報告事項1にありましたように、先々週の福島県沖地震の影響で電力供給設備が被害を受け需給がひっ迫いたしました。また、先週は初めて電力需給ひっ迫警報が出され、広域機関としても融通指示などを行ってまいりました。また、第1号議案では来年度の供給計画についてご審議いただきましたが、ご説明いたしましたとおり、この供給計画には地震の影響は織り込まれておりません。来年度についても需給検証はしっかりと実施していく必要があると考えております。また、情報発信についても色々ご示唆をいただきました。我々としまでも発信力を高めていくことに取り組んでいきたいと考えております。報告事項2では新業務の準備状況についてご説明いたしました。ますます広域機関の業務が増えていくということでございますし、これまでになく金額を扱うこととなりますので、気を引き締めて取り組んでまいりたいと思っております。そのような状況ですので今後ともご指導の程よろしくお願いいたします。

なお、野間口議長より、今年度末をもって評議員を辞任したいとお申し出を受けております。野間口議長は、本機関の発足以来7年間、立場や専門分野が異なる各評議員の意見や質問をよくお聞きになって、評議員会全体の意見を取り纏め、議事運営に非常に手腕を発揮してこられました。野間口議長のご退任は、まことに残念でございますが、豊富なご経験と卓越したご見識に基づく貴重なご意見を今まで頂いてまいりましたので、今後とも本機関の運営に活かしていきたいと考えております。長期間にわたり、まことに有り難うございました。

それでは野間口議長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○野間口議長

ご指名をいただきましたので、恐縮でございます。7年間も議長を務めさせていただきました。その間、非常に色々なことがありましたけれども、我が国に10電力体制ができて以来の大改革、電力供給システム改革を評議員の皆様がやっていただいたということでもあります。広域機関の運営に参考になる意見をたくさん出して頂きまして、なんとかより良いシステムが我が国にできるようにという立場から、思いからのご意見だと思います。それに引きずられまして私も7年間、少し長くやり過ぎたなと思うんですが、なかなか辞めさせてくれなかったものですから、申し訳ございませんでした。本当に長い間有り難うございました。引き続き広域機関が国民の信頼を得て発展していきますようお願いいたします。

●大山理事長

野間口議長、どうもありがとうございました。

ご退任に伴い、後任の議長を選任する必要がございます。議長は定款第 44 条第 1 項において、評議員の互選により定めることとなっております。野間口議長から、どなたかをご推挙いただけませんかでしょうか。

○野間口議長

はい、私は議長に就任しました時に議長代理の方もいらっしゃいませんで、予定の日には風邪も引けない、病気もできない、なんとか皆さんのスケジュールに傷を付けないように出席しなければならないと思って気を使いましたけれども、途中から、2年ほど前から山地評議員に議長代理をやっていただきまして大変心強く思っておりました。そういうこともありまして新しい議長には山地評議員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

はい、有り難うございます。それでは山地評議員、来年度から議長をお願いいたします。議長代理に関しましては、定款第 44 条第 3 項で議長が指名するとなっておりますので、後日、山地新議長から指名頂けると思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○山地評議員

どうも有り難うございました。皆様からご同意いただきましたので、野間口議長の後を継がせていただきたいと思います。私も広域機関創立以来評議員を務めておりまして、ますます重要になってきている、今日の議論もそうだと思いますが、非常に重要な機関だと思っておりますので、心を引き締めて努めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●岩男事務局長

有り難うございます。山地評議員より後日ご指名いただきます議長代理候補の方のご意向につきましては、事務局より確認させていただいたうえで、評議員の皆様あてに改めてご連絡させていただきたいと存じます。

○野間口議長

それでは以上を持ちまして第 5 回評議員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 伊藤 麻美

評議員 大石 美奈子

